

3.その他

〔1〕費用負担の明確化

仮設の内容、残材処理費の負担、動力用水光熱費の負担、片付け・清掃の分担等については、総合工事業者、専門工事業者双方が書面にて明確にしておく。

〔2〕協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において、総合工事業者、専門工事業者双方で協力者（パートナー）として対等な立場を確保しつつ、見積条件や費用負担の取決め及び施工図関係、施工管理業務の各々の役割分担等について協議する機会を持ち、書面等において不明な点を残さぬようにしておく。

〔3〕適正な請負契約の締結のための準備

契約締結の際、契約変更等建設業法第19条第1項に規定されている事項についての対応が的確になされ、建設工事標準下請契約約款等に基づき、適正に請負契約が締結されるよう、事前に十分な協議を行う。

